

令和6年度～



置戸町未来の起業補助金 制度のご案内

○置戸町未来の起業補助金について

置戸町未来の起業補助金交付規則に基づき、本町において空き店舗等を利用して新たに商工業の起業を目指す町内外の方に対し、空き店舗等の改修費用と賃借料の一部を支援することにより、活力のある商工業の発展に寄与することを目的としています。

○補助金を受けることができる方

- ・改修工事完了の時点で町内に住所を有し、居住をしている方。
- ・置戸町商工会の会員となり、積極的に事業を営む意欲がある方。
- ・空き店舗の所有者と同一世帯又は生計を一にする方ではないこと。
- ・町税等、町に対する債務の履行を遅滞してない方。

○補助金の内容

種 類	対象経費	補助額
店舗等改修費用	<ul style="list-style-type: none">・店舗改修費 看板設置費、門扉等外構改修費等30万円以上最高1,000万円の経費 ※補助率50%・業務用備品、業務用設備10万円以上も対象 ※いずれの経費も、消費税及び地方消費税は含みません。	最高 5,000,000円
賃借料	<ul style="list-style-type: none">・開業後、毎月5万円を限度に家賃補助を24か月 ※ただし、敷金、礼金、駐車場、仲介手数料等は除きます。	最高 1,200,000円

○補助の対象になる「空き店舗等」とは？

- ・過去に営業をしていた実績のある店舗、事務所、工場や倉庫のほか、今後事業所として営業することが可能な建物です。

※空き店舗の斡旋、仲介、情報公開は町では行いませんのでご注意ください。

(空き店舗の取得は個人間等での売買や、賃貸契約によります。)

○申し込み方法

置戸町未来の起業補助金をご希望される方は、次の申し込みに必要な書類を準備し、申し込み窓口にお申し込み下さい。

申し込み窓口 置戸町役場 産業振興課 商工観光係

申し込み受付期間 令和6年4月1日～

申し込みに必要な書類

【共通書類】

- ① 置戸町未来の起業補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 建物の敷地の地番及び建物の配置が確認できる図面
- ③ 建物平面図、立面図、矩形図及び内外部仕上表等
- ④ 工事完了後3か月以内に開業する確約書（様式第2号）
- ⑤ 開業後5年以上継続して事業を行う確約書（様式第3号）
- ⑥ 事業計画書及び経費内訳書（様式第4号）
- ⑦ 補助金返還要件に該当する場合の連帯保証人を定める届出書（様式第5号）
- ⑧ その他町長が必要とする書類及び図面

【賃貸契約の場合】

- ① 当該店舗の物件及び賃借料が明記された書類
- ② 賃貸物件を改修する場合は、当該店舗の所有者の改修承諾書

着工後に必要な書類

【共通書類】

- ① 置戸町未来の起業補助金改修工事着手届（様式第7号）

完了時に必要な書類

【共通書類】

- ① 置戸町未来の起業補助金改修工事完了届（様式第8号）
- ② 住民票謄本（新住所変更後）、法人にあっては登記事項全部証明

○申し込みから補助金交付までの流れ

置戸町 未来の 起業 補助金



申し込み
(本人 → 置戸町)

- ・空き店舗を個人売買や賃貸で取得。
- ・置戸町内で商工業を開業する準備。
- ・改修工事の準備。
- ・商工会加入の準備。
- ・置戸町へ転入の準備。

選考結果の通知
(置戸町 → 本人)

- ・選考結果により、補助金交付決定となったら工事の発注。
- ・実際の改修工事開始。
- ・開業の準備

工事着工



着手届の提出
(本人 → 置戸町)

改修完成
(ここまでに町に居住)
(ここまでに商工会に加入)

- ・置戸町商工会に加入承認。
- ・置戸町に転入。
- ・新規開業の準備

完了届の提出
(本人 → 置戸町)



完了検査

- ・完了検査に適合すれば、補助金を受け取る準備。

交付決定の通知
(置戸町 → 本人)

補助金交付

晴れて新規開業

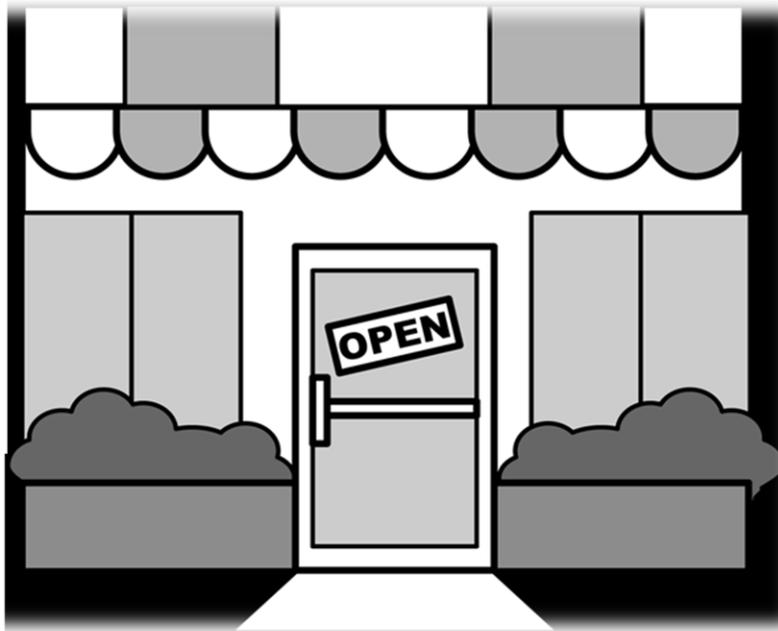


- ・工事完了後、3か月以内に開業。
- ・賃貸の場合は、開業後12か月間、家賃補助。

○ご案内に添付している書類

- | | |
|--------------------------------------|--------|
| ① 置戸町未来の起業補助金申請書（様式第1号） | 1部（2枚） |
| ② 工事完了後3か月以内に開業する確約書（様式第2号） | 1部（1枚） |
| ③ 開業後5年以上継続して事業を行う確約書（様式第3号） | 1部（1枚） |
| ④ 事業計画書及び経費内訳書（様式第4号） | 1部（1枚） |
| ⑤ 補助金返還要件に該当する場合の連帯保証人を定める届出書（様式第5号） | 1部（1枚） |
| ⑥ 置戸町未来の起業補助金改修工事着手届（様式第7号） | 1部（1枚） |
| ⑦ 置戸町未来の起業補助金改修工事完了届（様式第8号） | 1部（1枚） |

※ 書類についてご希望される方は産業振興課商工観光係にありますので、お申し付け下さい。



○申し込み窓口及び問い合わせ先

置戸町役場 産業振興課 商工観光係
〒099-1100 常呂郡置戸町字置戸 1 8 1 番地

TEL. 0157-52-3313 (直通)
FAX. 0157-52-3353